



手続きチェックシート



加賀市内で引越された方へ

※転居とは、加賀市内に引っ越して住所を異動することです。

転居届

住み始めた日から **14日**以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・お持ちの方は「住民基本台帳カード(顔写真付のみ)」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

ご本人と確認できる書類

1点
よいもの

個人番号カード

運転免許証

パスポート

障害者手帳
各種免許証など

2点
必要なもの

健康保険の資格確認書または健康保険証、年金手帳、介護保険証、社員証、学生証など

マイナンバーの通知カードは
本人確認書類として
認められておりません

関連する手続き

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

※届出人は、転居した本人(当事者)または世帯主や満15歳以上の同一世帯員に限られます。それらの方以外は、法定代理人としての資格や代理権限が確認できる書面、または任意代理人としての委任状などによる代理権の確認が必要です。

※代理人の方が手続きするときも、上記の代理権を確認した上で、代理人として来られた方の本人確認を行います。

※税・社会保障関係の手続きでマイナンバーの記載が必要な場合は、マイナンバーカードなど、マイナンバーの分かる書類が必要です。

転居

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

行政サービスセンターで可能な手続きは○が記載されています

住所
戸籍

下記にあてはまる方は世帯にいますか？

手続き

必要なもの

該当

受付窓口

行政サービスセンター

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方

マイナンバーカード、住民基本台帳カードの住所変更

・マイナンバーカード
・住民基本台帳カード

申請したマイナンバーカードを受け取っていない方

カードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします
※新住所を追記します新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です

※再申請を希望する場合は
受付窓口で、ご相談ください

印鑑登録をしている方

住所は自動的に変更になります

本庁1階／⑥⑦⑧
マイナンバーカード
【窓口課】
TEL:0761-76-5540

保険
年金

国民健康保険に加入している方

→69歳までの方

資格確認書または資格情報のお知らせの交付
(後日郵送の場合あり)

・旧住所の国民健康保険証または資格確認書

→70歳から74歳までの方

・旧住所の国民健康保険証兼高齢受給者証または資格確認書

→各種認定証をお持ちの方

認定証の住所変更

・旧住所の限度額適用認定証
・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証
・旧住所の特定疾病療養受療証など

75歳以上の方 または
65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方

新しい後期高齢者医療資格確認書の交付(初回のみ)
※令和7年7月31日までの暫定措置(後日郵送)

・旧住所の後期高齢者医療保険証

→各種認定証をお持ちの方

新しい認定証の交付
(後日郵送)

・旧住所の特定疾病療養受療証など

年金を受給中の方

年金の住所変更
※マイナンバーが「未収録」の方のみ
※共済年金の方は共済組合へ
※農業者年金の方は農協へ

※各受付窓口でご相談ください

本庁1階／③④⑤
住所異動の受付
【窓口課】
TEL:0761-72-7881

本庁1階／⑨⑩⑪
国民健康保険のこと
【保険年金課】
TEL:0761-72-7860

本庁1階／③④⑤
住所異動の受付
【窓口課】
TEL:0761-72-7881

本庁1階／⑨⑩⑪
後期高齢者医療のこと
【保険年金課】
TEL:0761-72-7867

〈相談・お問い合わせ〉
共済年金の方は共済組合
農業者年金の方は農協

税・料金

上下水道を使用する方、または使用をやめる方

使用開始申込み及び中止届

お電話または受付窓口で手続きできます
※インターネットでも手続き可

本庁1階
【水道料金お客さまセンター】
TEL0761-72-7951

高齢
障がい

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	行政サービスセンター
介護保険証をお持ちの方 （６５歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証の住所変更	・介護保険証		本庁1階／③④⑤ 異動受付のこと 【窓口課】 TEL：0761-72-7881	○
障がい者手帳（身体・療育・精神）または 自立支援医療受給者証をお持ちの方	各種手帳の住所変更 自立支援医療受給者証の住所変更	・障がい者手帳（身体・療育・精神） ・自立支援医療受給者証		本庁別館1階 障がい福祉のこと 【介護福祉課】 TEL：0761-72-7852	
心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	心身障がい者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	・心身障がい者医療費受給者証			

こども

も

市内小中学校に在籍するお子さんがいて、通学区域が変わる方	転校手続き または就学校変更の手続き	これまで通っていた学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書	左記の書類と 入学通知書を 学校へ提出	市民会館1階 【教育庶務課】 TEL:0761-72-7975	
児童手当を受給している方 (0歳～高校生)	※手続きは必要ありません	※申請者(受給者)となる方が公務員の 方は勤務先でご確認ください		本庁1階 子ども子育てのこと 【子育て支援課】 TEL:0761-72-7856	○
児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立書 ※同月中に同居になる場合は不要				
こども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～高校生)	こども医療費受給者証の住所変更 (後日郵送) ※変更届の提出が必要			本庁1階／③④⑤ 住所異動の受付 【窓口課】 TEL:0761-72-7881	○
保育所・幼稚園に入園しているお子さんがいる方	保育所等の住所変更	※受付窓口でご相談ください			
ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更	・児童扶養手当証書		本庁1階 子ども子育てのこと 【子育て支援課】 TEL:0761-72-7856	
	ひとり親家庭等医療費助成の 住所変更 ※ひとり親家庭等医療費受給者変更 (消滅)届の提出が必要	・ひとり親家庭等医療費受給者証			
特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		本庁別館1階 障がい福祉のこと 【介護福祉課】 TEL:0761-72-7852	
子どもの心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	子どもの心身障がい者の医療費 受給資格の住所変更 ※医療費助成受給資格変更届の提出が必要	心身障害者医療費受給者証			

その他

市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 受付窓口で、ご相談ください		本庁別館2階 【建築課】 TEL：0761-72-7936	
	市営住宅の同居手続き				
ごみの出し方のご案内	ごみカレンダーは窓口課または行政サービスセンターでお渡しできます	※お住まいの地区で決められた集積所を確認し、カレンダーで指定された曜日の朝8:00までに出して下さい ※アパート等借家の方は管理人様へご確認ください		本庁別館4階 【環境課】 TEL：0761-72-7885	○
犬を飼っている方	犬の登録事項の変更	※受付窓口でご相談ください			
市営墓地を使用している方、またはその代理人	墓地使用許可証の住所変更	・墓地使用許可証 ・新しい住民票（本籍入り）			



加賀市役所（本庁）	〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地 〈市役所代表電話〉0761-72-1111 〈開庁時間〉8時30分から17時15分 ※土日祝日、年末年始はお休み
加賀市行政サービスセンター （かも丸ステーション）	〒922-0423 石川県加賀市作見町ル25番地1 アビオシティ加賀内1階 〈電話番号〉0761-76-7088 〈開所時間〉月・火・木・金 9時30分～19時/土・日・祝日 9時30分～18時 ※水曜日（祝日の場合も含む）、年末年始、アビオシティ加賀休館日はお休み。 ※住所変更等の手続きは平日17時15分まで。土・日・祝日は手続きできません。